ねりまキッズ安心メール・新システムの構築 および運営保守委託に係るプロポーザル募集要領

> 令和7年9月30日 練馬区教育委員会事務局 こども家庭部 子育て支援課

- 目次 -

1	目的	P.1
2	業務概要	P.1
3	参加資格	P.1
4	欠格事項	P.2
5	事業者選定	P.2
6	受託候補者との協議	P.6
7	留意事項	P.6
8	問い合わせ先	P.8

1 目的

本要領は、「ねりまキッズ安心メール・新システムの構築および運営保守委託」について、受託者として最適な者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件 名 ねりまキッズ安心メール・新システムの構築および運営保守 委託
- (2) 履行期間 新システム構築およびデータ移行等準備委託 (契約確定日の翌日~令和8年3月31日) 運営保守委託 (令和8年4月1日~令和9年3月31日 なお、年度ごと に履行状況等の評価を行い、良好であると評価された場合、 最高4回の更新を行う場合がある。)
- (3) 履行場所 区立学童クラブ、ねりっこクラブ、ねりっこひろば、地区区 民館、民間学童クラブ他、区内区立施設計 202 施設
- (4) 履行内容 事業説明書(別紙1)による
- (5) 概算経費 142,181,000 円(税込)

本件に関する事業費の総額(概算額)は、上記金額を上限とします。なお、上記金額を超えた見積金額を提示した場合は、本件を受託することはできません。事業者は設定額を基に見積りし、上限金額を超えないようにしてください。

なお、事業費総額には次の経費を含めます。

- ア 新システム構築およびデータ移行等準備委託 (契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで)
- イ 運営保守委託(令和8年4月1日から令和13年3月31日 まで 60か月分)
- ウ 新システム構成機器のリース(60か月分) 概算経費については、令和8年第一回練馬区議会定例会において予算が成立したときに確定し、効力が生じるものとする。

3 参加資格

以下の条件をすべて満たしていること。

(1) 練馬区での入札参加資格を有していること。

- (2) 地方自治体において、令和 2 年度以降に本件にて提案を行う保護者向け入退室管理に関する通知の配信またはそれに類するサービスの導入・ 運用実績を有していること。
- (3) プライバシーマークの認証を付与されていること。
- (4) 【別紙2】情報の保護および管理に関する特記事項、個人情報の保護 に関する法律(平成 15 年 5 月法律第 5 7 号)、その他関係法令等で求 められる個人情報の安全管理措置について、遵守できること。
- (5) 【別紙3】外部サービス選定基準について、全ての項目を満たしている、またはサービス運用開始までに満たす見込みであること。

4 欠格事項

つぎのいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項 (同令第 167 条の 11 第1項において準用する場合を含む。)の規定 に該当するもの。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」 (昭和61年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中であ るもの。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱(平成22年8月2日22 練総経第335号)による入札参加除外措置期間中であるもの。
- (4) 法人事業税(地方法人特別税を含む) 法人税、消費税および地方消費税を滞納しているもの。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年 法律第 225 号)第 21 条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にあるもの。

5 事業者選定

(1) 日程(予定)

	事柄	日時
1	公募開始	令和7年9月30日(火)
2	プロポーザル参加表明届提	令和7年10月14日(火)
	出締切日	17 時 00 分まで
3	本件に関する質問受付期間	令和7年10月14日(火)

		17 時 00 分まで
4	質問に対する回答	令和7年10月24日(金)までに
5	提出物提出締切日	令和7年10月30日(木)
		17 時 00 分まで
6	一次審査結果通知	令和7年11月11日(火)予定
7	二次審査(プレゼンテーシ	令和7年11月17日(月)予定
	ョン)	13時00分~17時00分の間
		開始時刻は別途通知する。
8	最終審査結果通知	令和7年12月上旬予定

(2) 参加表明方法

本件に参加を希望する事業者は、以下のとおり提出をすること。

ア 提出内容

	提出書類	提出部
		数
1	【様式ア】プロポーザル参加表明届	1 部
	(契約書に押印する代表者印を押印したもの)	
2	令和3年~令和6年度(直近の4年度)決算書類の	1 部
	うち税務申告書類一式(貸借対照表、損益計算書、	
	株主資本等変動計算書等)またはそれに代わるもの	
3	令和3年~令和6年度(直近の4年度)営業報告書	1 部
	または事業概況書またはそれに代わるもの	

イ 受付期間

令和7年9月30日(火)9時00分~令和7年10月14日(火)17時00分(必着)

受付時間は平日9時00分~17時00分

ウ 受付方法

提出場所に持参または郵送

「8問い合わせ先」にメールまたは電話にて事前連絡のうえ、上記提出内容を持参すること。郵送で提出する際は、追跡が可能な方法で送付のうえ、発送時にメールまたは電話にて連絡をすること。

工 提出場所

練馬区教育委員会事務局 こども家庭部 子育て支援課 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 10 階

(3) 本件に関する質問および回答

本件に関する質問は以下の手順で実施すること。

ア 受付期間

プロポーザル参加表明届提出後から令和7年10月14日(火)17時00分まで

イ 質問方法

【様式イ】質問票に質問内容等を記入して、「8問い合わせ先」の担当までメールで送信すること。なお、メールは以下の件名で送信することとする。

件名: 【ねりまキッズ安心メール・新システムの構築および運営保守委託に係るプロポーザル】質問票の送付(会社名)

ウ 区からの回答

受付した質問について、質問者名を伏せたうえ、本件に参加を表明 した事業者(以下、「参加事業者」という。)全てに対して、令和7年 10月24日(金)までにメールにて回答を送付する。

ただし、質問回答日前に辞退届を提出した者には送付しない。

(4) 辞退

プロポーザル参加表明届を提出した後に提案を辞退する場合は、できるだけ早い時点で【様式ウ】辞退届を「8問い合わせ先」まで持参または郵送にて提出すること。

(5) 提出物

【別紙4】提案書等作成要領に従い、提案書等を作成し、次の手順で提出すること。

ア 提出期間

令和7年9月30日(火)9時00分~令和7年10月30日(木)17時00分(必着)

受付時間は平日9時00分~17時00分

イ 提出方法

「8 問い合わせ先」に事前連絡のうえ、持参すること。郵送も可能 だが、追跡が可能な方法で送付のうえ、発送時にメールまたは電話に て連絡をすること。

ウ 提出物および部数等

	提出物	提出部数等
1	提案書	8 部
2	見積書	
3	東京電子自治体共同運営サービスの競争入	1 部
	札参加資格受付票の写し(裏面印鑑証明部	

	分も含む)	
4	法人の登記事項証明書	1 部
	(発行後3か月以内の履歴事項全部証明	
	書)	
5	法人事業税、法人税、消費税の納税証明書	1 部
	(未納税額が無いことの証明、直近1年分)	
6	プライバシーマークの認証付与を証する書	1 部
	類の写し	

【別紙4】提案書等作成要領にしたがうこと。

エ 提案書等の差し替えおよび再提出 受付期間後の提案書の差し替えおよび再提出は認めない。

(6) 審查方法

「ねりまキッズ安心メール・新システムの構築および運営保守委託」 事業者選定委員会が本件の審査、評価を行い、事業者を選定する。なお、 選定委員名簿について、本件プロポーザル実施中は非公開であり、委員 の氏名は公表しない。

(7) 評価手順

ア 形式確認

参加事業者が提出した提出物について、【別紙4】提案書等作成要領に定める内容を満たしていることを確認する。要件を満たさない提案は失格として、その後の審査は行わない。

イ 一次審査(書類審査)

参加資格を満たす者について、提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。結果は令和7年 11 月 11 日(火)に、参加事業者に個別の結果を電子メールで通知し、書面で正式文書を発送する。

ウ 二次審査(プレゼンテーション)

提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行う。詳細な場所・日時については一次審査を通過した 者へ個別に通知する。

選考時間は 1 社あたり 30 分(プレゼンテーション 10 分、ヒアリング 20 分)とする。

説明に参加する者は4名以内とする。

プレゼンテーション時に使用するパソコンは参加事業者側に て用意すること。プロジェクター、スクリーンについては区側が 用意する。 説明にあたっては、専門用語などを使用しないわかりやすい説明を心掛け、的確な受け答えになるよう努めること。

工 結果通知

一次審査、二次審査の結果を総合的に鑑み、練馬区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、審査の評価が最も高い者を第一優 先候補者とする。審査結果は令和7年12月上旬に、二次審査参加事業 者に対して個別の結果を電子メールで通知し、書面で正式文書を発送 する。

(8) 評価項目・評価基準

評価項目については【別紙5】評価項目および評価基準のとおり

6 受託候補者との協議

(1) 契約交渉

審査の結果、選定された第一優先候補者と区との間で契約交渉を行う。 契約の内容を協議し、双方で合意を確認した後に、契約を締結する。な お、契約交渉が不調となり、第一優先候補者との契約が困難となった場 合は、第二優先候補者と契約交渉を行う。

(2) 欠格事項による失格

受託候補者が契約締結前に区からの指名停止処分を受けるなど、前述の「4欠格事項」に該当する事態に至った場合、あるいは、その事実が 判明した場合や虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者 は失格として、第二優先候補者と契約交渉を行う。

7 留意事項

(1) 費用負担

参加申込み、提案書等の作成、提出等に係る一切の費用は、参加事業者の負担となる。

(2) 提出物の取扱い

参加事業者からの提出物は、本件に関わる区職員および関係者のみに配付、複写を行う。

(3) 無効または失格となる場合

ア 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

イ 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記

載されていないものは、無効の扱いとする場合がある。

(4) 特許権等の取扱い

特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものが提案内容に含まれる場合、それを使用することにより生じた一切の責任については、提案した事業者が負うものとする。

(5) 配付資料の扱い

本件における区からの配付資料(データを含む)については、提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。

(6) 秘密保持の義務

本件において知り得た情報は本区の書面による同意がない限りはいかなる場合であっても他社に漏えいすることを禁止する。また、この義務は本件終了後も存続する。

(7) 異議申し立て

提案書類の提出後においては、本件について、不知または不明を理由 として異議を申し立てることは認められない。

(8) 妨害行為の禁止

本件の実施にあたり、妨害行為または妨害とみなされる行為を行った場合、当該事業者は失格となる場合がある。

(9) 情報公開

本件業者選定情報(提出書類を含む。)は、練馬区情報公開条例(平成 13年10月練馬区条例第61号)に規定する公文書に該当するもので あり、情報公開に際しては、【別紙6】プロポーザル方式による業者選定 情報に係る情報公開基準に基づき取扱うものとする。

また、提出された提案書等の一部または全部を、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物として、同法第 18 条第 3 項第 3 号前段かっこ書に規定する別段の意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨および該当箇所を明記すること。

(10) 使用言語、通貨

提案書等の書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

(11) その他

ア 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは 解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区 は損害賠償の責を負わないものとする。

イ 要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議 により定める。

8 問い合わせ先

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階 練馬区教育委員会事務局 こども家庭部 子育て支援課

放課後対策第一係 山本

電話:03-5984-1519

メールアドレス: KOSODATE13@city.nerima.tokyo.jp